

鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業
に関する実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)
第 5 条第 3 項に準じて、鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営
事業の実施方針を公表する。

平成 28 年 9 月 26 日

鹿児島市長 森 博 幸

鹿児島市新南部清掃工場
(ごみ焼却施設・バイオガス施設)
整備・運営事業

実施方針

平成 28 年 9 月 26 日

鹿児島市

目 次

I	特定事業の選定に関する事項.....	1
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	14
V	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	14
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	15
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	16
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	16
別紙 1	施設位置図・配置図.....	19
別紙 2	事業スキーム図.....	20
別紙 3	予想されるリスク及び市と事業者のリスク分担表（案）.....	21

はじめに

鹿児島市は、鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）」に準じて、DBO方式で実施することとしている。

この実施方針は、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、事業の実施に関する方針として定めるものである。

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

要項	定義
本事業	民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、本施設の設計・建設及び維持管理・運營業務を実施する「鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運營業」をいう。
本施設	本施設を構成する新南部清掃工場及び関連施設、その他施設をいう。新南部清掃工場は、ごみ焼却施設及びバイオガス施設から構成される。
P F I 法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」をいう。
D B O 方式	本施設の Design（設計）、Build（建設）、Operate（維持管理・運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
建設請負事業者	市と建設工事請負契約を締結する者をいう。
運營業者	落札者の構成員が本事業の維持管理・運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（SPC：Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。落札者の構成企業及び運營業者で構成される。
落札者	選定された入札参加者をいう。
設計企業	事業者のうち本施設の設計を行う企業をいう。
建設企業	事業者のうち本施設の建設を行う企業をいう。
運營業企業	事業者のうち本施設の維持管理・運営を行う企業をいう。
焼却残さ運搬企業	事業者のうち本施設の焼却残さの運搬を行う企業をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
構成員	構成企業のうち、運營業者へ出資する企業をいう。
協力企業	構成企業のうち、運營業者へ出資しない企業をいう。
代表企業	入札参加者を代表する企業をいう。運營業者への最大出資者となる。
建設 J V	市と建設工事請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計と建設を同一企業で行う場合は、設立を必要としない。
入札説明書等	入札公告時に公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営委託契約書（案）をいう。
基本協定	落札者決定後すぐに、市と落札者が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定める協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本施設の設計・建設について、基本契約に基づき、市と建設請負事業者が締結する契約をいう。
運営委託契約	本施設の維持管理・運営について、基本契約に基づき、市と運營業事業者が締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約の 3 つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	事業者が実施する設計・建設及び維持管理・運営の実施状況について市が行う監視をいう。

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

鹿児島市長 森 博幸

(4) 事業目的

鹿児島市（以下「市」という。）では、循環型社会及び低炭素社会の構築を推進するため、施設の老朽化に伴い更新を行う南部清掃工場のごみ焼却施設と、市の環境基本計画において重点プロジェクトに位置づけられているバイオガス施設を一体の施設として整備し、搬入されるごみを安定的かつ適正に処理するとともに、焼却廃熱を利用した発電、熱供給及び生ごみ等から発生したバイオガスの有効利用を行うことを目的として、本事業を実施する。

(5) 本施設の概要

本施設の概要を以下に示す。また、本施設の位置図及び配置図を「別紙1 施設位置図・配置図」に示す。

表1 本施設の概要

建設予定地	鹿児島市谷山港三丁目3番地3	
敷地面積	建設予定地 約11,000㎡（敷地全体 30,300㎡）	
施設名称	ごみ焼却施設	バイオガス施設
施設概要	<ul style="list-style-type: none">・施設規模：約220t/日（約110t/日×2炉）・処理方式：焼却方式（ストーカ式）・処理対象物：もやせるごみ、バイオガス施設からの選別残さ、発酵残さ（脱水後）・余熱利用：ごみ発電（高効率発電）	<ul style="list-style-type: none">・施設規模：約60t/日（約30t/日×2基）・処理方式：乾式メタン発酵方式・処理対象物：生ごみ・紙ごみ（もやせるごみの一部）、脱水汚泥（衛生処理センターからのし尿汚泥）・ガス利用：都市ガス事業者へ供給

(6) 事業内容

ア 事業方式

本事業はDBO方式とし、PFI法に準じて実施する。

イ 契約の形態

(ア) 市と落札者は、基本協定を締結する。

(イ) 市と事業者は、基本契約を締結する。

(ウ) 基本契約に基づいて、市は、本施設の設計・建設を担当する建設請負事業者と建設工事請負契約を締結する。

(エ) 基本契約に基づいて、市は、本施設の維持管理・運営を担当する運営事業者及び本施設の焼却残さの運搬を担当する焼却残さ運搬企業と運営委託契約を締結する。

(オ) 事業スキーム図を別紙2に示す。

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(ア) 設計・建設期間：契約締結日から平成33年9月までの4年間

(イ) 維持管理・運営期間：平成33年10月から平成54年3月までの20年6ヶ月間

エ 事業期間終了後の措置

市は本施設を竣工から30年以上使用する予定である。事業者は本施設について、30年以上の使用を前提として、設計・建設・維持管理・運営を行うものとする。

事業者は、事業期間終了時に、本施設を市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態を保って、市に引継ぐものとする。

なお、事業期間終了時の措置について、維持管理・運営開始後15年目の時点において、市及び事業者は協議を開始するものとする。

オ 事業の対象となる業務範囲

本事業の対象となる業務範囲を以下に示す。なお詳細については、入札公告時に公表する「要求水準書」に示すとおりとする。

(ア) 事業者が行う業務

a 本施設の設計・建設業務

(a) 設計業務

(b) 建設業務（試運転及び引渡性能試験、運転管理マニュアル作成、建設廃棄物の処理・処分を含む）

(c) 測量・地質等の市が提示する調査結果以外に必要な業務

(d) 各種申請業務（市が行う申請への協力を含む）

(e) 近隣対応業務（事業者が負担すべき範囲）

- (f) その他実施する上で必要な業務（施設運営に必要な教育訓練等）
- b 本施設の維持管理・運營業務
 - (a) 受入管理業務（搬入ごみの受入判定、料金徴収等）
 - (b) 運転管理業務（運転管理、搬入管理、搬入物の確認、焼却残さの貯留・保管・積込・運搬等）
 - (c) 維持管理業務（施設の検査、点検、補修等）
 - (d) 環境管理業務（公害防止基準値の遵守等）
 - (e) 有効利用業務（バイオガス販売、余熱利用、再生可能エネルギーによる売電及びにそれらに係る事務手続支援等）
 - (f) 情報管理業務（報告書作成・管理、各種情報の管理等）
 - (g) 関連業務（本施設の見学者の受付、見学者対応（一般見学者）及び市が行う見学者対応への支援等）
 - (h) その他実施する上で必要な業務
- (イ) 市が行う業務
 - a 本施設の設計・建設業務
 - (a) 施設設置に係る届出
 - (b) 循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請
 - (c) 設計・建設工事監理
 - (d) 近隣対応（市が負担すべき範囲）
 - (e) その他必要な業務
 - b 本施設の維持管理・運營業務
 - (a) 売電・売ガスに係る事務手続き
 - (b) 運営モニタリング
 - (c) 近隣対応（市が負担すべき範囲）
 - (d) 本施設の見学者対応（行政視察等）
 - (e) 焼却残さの処分
 - (f) その他必要な業務

カ 収入の取り扱い

(ア) 事業者の収入

a 設計・建設に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務に係る対価について、施設整備費として建設請負事業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

b 維持管理・運営に係る対価

市は、本施設の維持管理・運營業務に係る対価を、運営委託料として運営期間にわたって運営事業者を支払う。運営委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。

なお、運営委託料は、固定料金（一般廃棄物の処理量に関わらず発生する人

件費や補修費等)と変動料金(一般廃棄物の処理量に応じて変動する燃料費や薬剤費等)から構成されるものとする。

c 焼却残さ運搬に係る対価

市は、本施設の焼却残さ運搬業務に係る対価を、運搬委託料として運営期間にわたって運営事業者を支払う(焼却残さ運搬企業が焼却残さ運搬業務を行う場合、市は運搬委託料を運営事業者を支払い、運営事業者は当該運搬委託料を焼却残さ運搬企業に支払う)。運搬委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。

なお、運搬委託料は、変動料金(一般廃棄物の処理量に応じて変動する運搬費等)から構成されるものとする。

(イ) 市の収入

a 金属類の資源化による収入

運営事業者は、本施設から発生する金属類について、全量有効利用するものとする。当該金属類の売却は市が行い、その販売収入は市の収入とする。

b 売電・売ガス収入

本施設で発電した電力の余剰分に対する売電収入、及び、バイオガスの販売収入については、市の収入とする。

キ 市が活用を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、交付金の活用を予定している。交付金の申請等の手続きは市において行うが、事業者は申請手続き等に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

(7) 事業スケジュール(予定)

ア 落札者の選定	平成29年7月
イ 特定事業契約の仮契約の締結	平成29年8月
ウ 特定事業契約の契約議案の議会への提出	平成29年9月
エ 特定事業契約の本契約の締結	平成29年9月
オ 設計・建設期間	契約締結日～平成33年9月
カ 維持管理・運営期間	平成33年10月～平成54年3月 (20年6ヶ月間)

(8) 関係法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をPFI法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の維持及び向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

市は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定に基づき、総合評価一般競争入札方式により行う予定である。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表2 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

平成28年9月26日（月）	実施方針・要求水準書（案）の公表
平成28年10月7日（金）	実施方針・要求水準書（案）に関する説明会
平成28年10月7日（金） ～10月21日（金）	実施方針・要求水準書（案）に対する質問・意見の受付
平成28年11月21日（月）	実施方針・要求水準書（案）に対する質問・意見への回答の公表
平成28年11月下旬	特定事業の選定・公表
平成29年1月初旬	入札公告（入札説明書等の公表）
平成29年1月下旬	質問の受付（第1回）
平成29年2月初旬	質問回答の公表（第1回）
平成29年2月下旬	参加表明書及び参加資格審査申請書類受付
平成29年3月初旬	参加資格審査結果の通知
平成29年3月中旬	質問の受付（第2回）
平成29年4月初旬	質問回答の公表（第2回）
平成29年4月下旬	入札書類（提案書及び入札書）の受付
平成29年7月初旬	落札者の決定及び公表
平成29年8月	基本協定締結
平成29年8月	特定事業契約の仮契約締結
平成29年9月	特定事業契約の本契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針・要求水準書（案）に関する説明会

実施方針・要求水準書（案）に関する説明会を以下のとおり開催する。なお、説明会において実施方針及び要求水準書（案）の配布は行わないので、参加者各自で印刷し、持参すること。

(ア) 日時：平成28年10月7日（金）午前10時から午前11時30分まで

(イ) 場所：鹿児島市南部清掃工場

(ウ) 申込方法：説明会への参加を希望する者は、平成28年10月5日（水）午後5時15分までに、添付の第1号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、

到達の確認を行うこと。

○Eメール：nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp

○電話番号：099-261-5588

イ 実施方針・要求水準書（案）に対する質問・意見の受付

実施方針・要求水準書（案）に対する質問・意見を、以下のとおり受け付ける。

（ア）受付期間：平成28年10月7日（金）～10月21日（金）午後5時15分

（イ）提出方法：質問・意見の提出方法は、添付の第2-1～3号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、到達の確認を行うこと。

○Eメール：nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp

○電話番号：099-261-5588

ウ 実施方針・要求水準書（案）に対する質問・意見への回答

提出された質問・意見への回答は、平成28年11月21日（月）までに、市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

エ 特定事業の選定・公表

実施方針に対する意見を踏まえ、PFI法に準ずる事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成28年11月下旬に公表する。

オ 入札公告（入札説明書等の公表）

平成29年1月初旬に入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び特定事業契約書（案）を公表し、入札公告を行う。

カ 入札公告以降の手続きについて

入札公告以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

（1）入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業、建設企業、運営企業及び焼却残さ運搬企業を含む複数の企業のグループ（同一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。

イ 入札参加者は、構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の者の

入札参加者への参画は認めない。

ウ 入札参加者の構成企業のうち、プラントの設計・建設企業は構成員とする。

エ 入札参加者の構成企業のうち、建屋の設計企業、建屋の建設企業、運営企業及び焼却残さ運搬企業は、構成員又は協力企業とする。なお、運営企業のうち、主たる業務を担う1者は構成員とする。

オ 入札参加者の構成企業のうち、1者は必ず鹿児島市内に本店を有する者であること。

カ 入札参加者は、構成員のうち、ごみ焼却施設のプラントの設計・建設企業を、市との交渉窓口となる代表企業とすること。また、代表企業は運営事業者への最大出資者とする。

キ 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

ク 本事業の設計・建設業務を建設JVにより実施する場合は、特定建設工事共同企業体（甲型）とするとともに、代表企業が建設JVの代表者となるものとする。

ケ 参加表明書提出以後、構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議のうえ、これを決定する。

コ 構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、市が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

サ 落札者は、特定事業契約の仮契約締結時までには運営事業者を鹿児島市に設立するものとする。落札者の構成員は全て運営事業者へ出資することとし、構成員以外の者の出資は認めない。

シ 運営事業者に出資する全ての構成員は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 本施設のうち、プラントの設計・建設を実施する企業は構成員とし、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成員で実施する場合は、(ア)及び(イ)は全ての構成員が満たすものとし、(ウ)、(エ)及び(オ)は少なくとも主たる業務を担う1者が満たすこと。
- (ア) 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
- (ウ) 清掃施設工事について、建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、当該監理技術者は、当該企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している者であること。
- (エ) ごみ焼却施設の設計・建設を実施する企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまる施設の元請での設計・建設実績を1件以上有すること。
- a 処理方式：ストーカ炉（全連続燃焼とする。）
- b 平成18年4月以降に竣工した施設、かつ、平成28年4月時点で3年以上の安定稼働の実績を有する施設
- c 施設規模110t/日・炉以上かつ2炉以上の施設
- d 高効率ごみ発電施設
- e 参加表明書の提出期限日における鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
- (オ) バイオガス施設の設計・建設を実施する企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、30t/日以上乾式メタン発酵方式によるバイオガス施設の設計・建設工事の受注実績を有すること。
- エ 本施設のうち、建屋の設計・建設を実施する企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たしていること。なお、設計と建設に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である
- (ア) 建屋の設計を実施する企業
- 複数の構成員又は協力企業で実施する場合、aは全ての構成員又は協力企業が満たすものとし、bは少なくとも主たる業務を担う1者が満たすこと。
- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 平成18年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）

の建屋の設計実績を有すること。

(イ) 建屋の建設を実施する企業

複数の構成員又は協力企業で実施する場合、a、b 及び e は全ての構成員又は協力企業が満たすものとし、c 及び d は少なくとも主たる業務を担う 1 者が満たすこと。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- b 参加表明書の提出期限日において、鹿児島県内に本店がある企業については、鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る平成 28 年 7 月 1 日付けの登録通知書に記載された建築一式工事の等級が「A 級」であること。鹿児島県外に本店がある企業については、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,100 点以上であること。
- c 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の建屋の建設実績を有すること。
- d 建築一式工事について建設業法第 26 条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、当該技術者は当該企業が直接かつ連続して 3 ヶ月以上雇用している者であること。
- e 参加表明書の提出期限日において鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において、建築一式に登録されていること。

オ 運営企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たしていること。なお、主たる業務を担う 1 者は構成員とし、複数の構成員又は協力企業で維持管理・運営業務を実施する場合は、（ア）は全ての企業が満たすものとし、（イ）、（ウ）及び（エ）は少なくとも主たる業務を担う 1 者が満たすものとする。

- （ア）廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
- （イ）一般廃棄物を対象とし、平成 18 年 4 月以降に竣工した焼却廃熱を利用したボイラータービン発電設備付のストーカ炉施設の運転管理実績を 2 件以上有していること。
- （ウ）廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、（イ）の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として維持管理・運営開始後 2 年間以上専任で配置できること。
- （エ）参加表明書の提出期限日において鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において、清掃施設工事に登録されている者で、建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

カ 焼却残さ運搬企業は構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たしていること。
(ア) 廃棄物の運搬に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

(3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 参加表明書の提出日から入札書類提出日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定。以下「指名停止に関する要綱」という。）に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けている者。

ウ PFI法第9条の各号の規定に該当する者。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（これらの手続き開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く）。

カ 納期の到来している国税、都道府県税、市区町村税を滞納している者。

キ 本事業に係る事業者選定支援業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。本項において、以下同じ。）

ク 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定に基づき、市が意見聴取を行う学識経験者と資本面及び人事面において関連のある者。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

市は、あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じて得点を付与するとともに、入札金額について得点化のうえ、価格要素(入札価格)と非価格要素(提案内容)の総合評価値が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

なお審査に当たっては、市は学識経験者より意見を聴取する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

エ 審査結果

市長は、最優秀提案選定結果を踏まえ落札者を決定し、審査結果を公表する。

(3) 著作権

入札書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表その他市が必要と認める場合、落札者の入札書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(4) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業で実施する整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「別紙3 予想されるリスク及び市と事業者のリスク分担表（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が本事業で実施する整備及び維持管理・運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

表3 計画地の概要

所在地	鹿児島市谷山港三丁目3番地3
敷地面積	約 11,000 m ² (建設予定地) 約 30,300 m ² (敷地全体)
都市計画区域	区域内
用途地域	工業専用地域
防火地域	指定なし
高度地区	指定なし
建ぺい率	60%以下
容積率	200%以下

2 規模及び配置に関する事項

「I. 1. (5)」に示すとおり。

V 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、特定事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。
- (2) 維持管理・運営期間においては、市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

2 その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、市は、受けることができるよう努める。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、市議会の議決が必要な事項にあたっては、予め、議会の議決を受ける予定である。

2 情報提供

情報提供は、適宜、市のホームページにおいて行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 問合せ先

問合せ先は、次のとおりとする。なお、実施方針・要求水準書（案）に対する質問・意見は、「Ⅱ. 2. (2) .イ」に定めるもの以外での問い合わせは受け付けない。

鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係

〒891-0131

鹿児島県鹿児島市谷山港3丁目3番地3

電 話 099-261-5588

F A X 099-261-1566

Eメール nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp

第1号様式

平成28年 月 日

実施方針・要求水準書（案）に関する説明会への参加申込書

鹿児島市長 殿

鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業について、実施方針・要求水準書（案）に関する説明会への参加を申し込みます。

会社名	
会社所在地	
担当者所属	
担当者氏名	別添のエクセルファイルにて ご記入いただき提出ください。
電話番号	
ファクシミリ	
E-mailアドレス	
参加者名	

※参加者は、1社につき3名までとする。

実施方針に対する質問及び意見

鹿児島市長 殿

質問及び意見者 会社名
 所在地
 担当者
 氏 名
 所 属
 電 話
 F A X
 E-Mail

鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業の実施方針に対して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	2	I	1	(6) オ	事業の対象となる業務範囲	○○○○…
1	<p>質問・意見をしたい対象ごとに、別添の下記様式のエクセルファイルに、ご記入いただき提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2-1号様式 実施方針 ・ 第2-2号様式 要求水準書（案）【設計・建設業務編】 ・ 第2-3号様式 要求水準書（案）【維持管理・運營業務編】 					
2						
…						

■実施方針に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	2	I	1	(6) オ	事業の対象となる業務範囲	○○○○…
1						
2						
…						

別紙1 施設位置図・配置図



図1 本施設の位置図

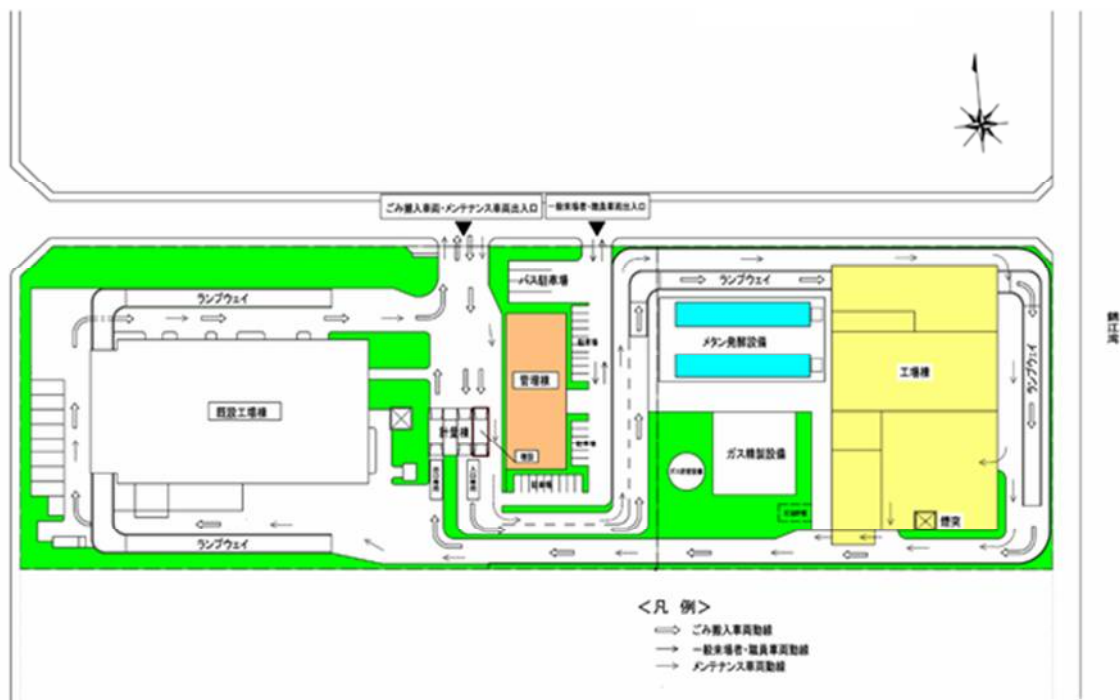
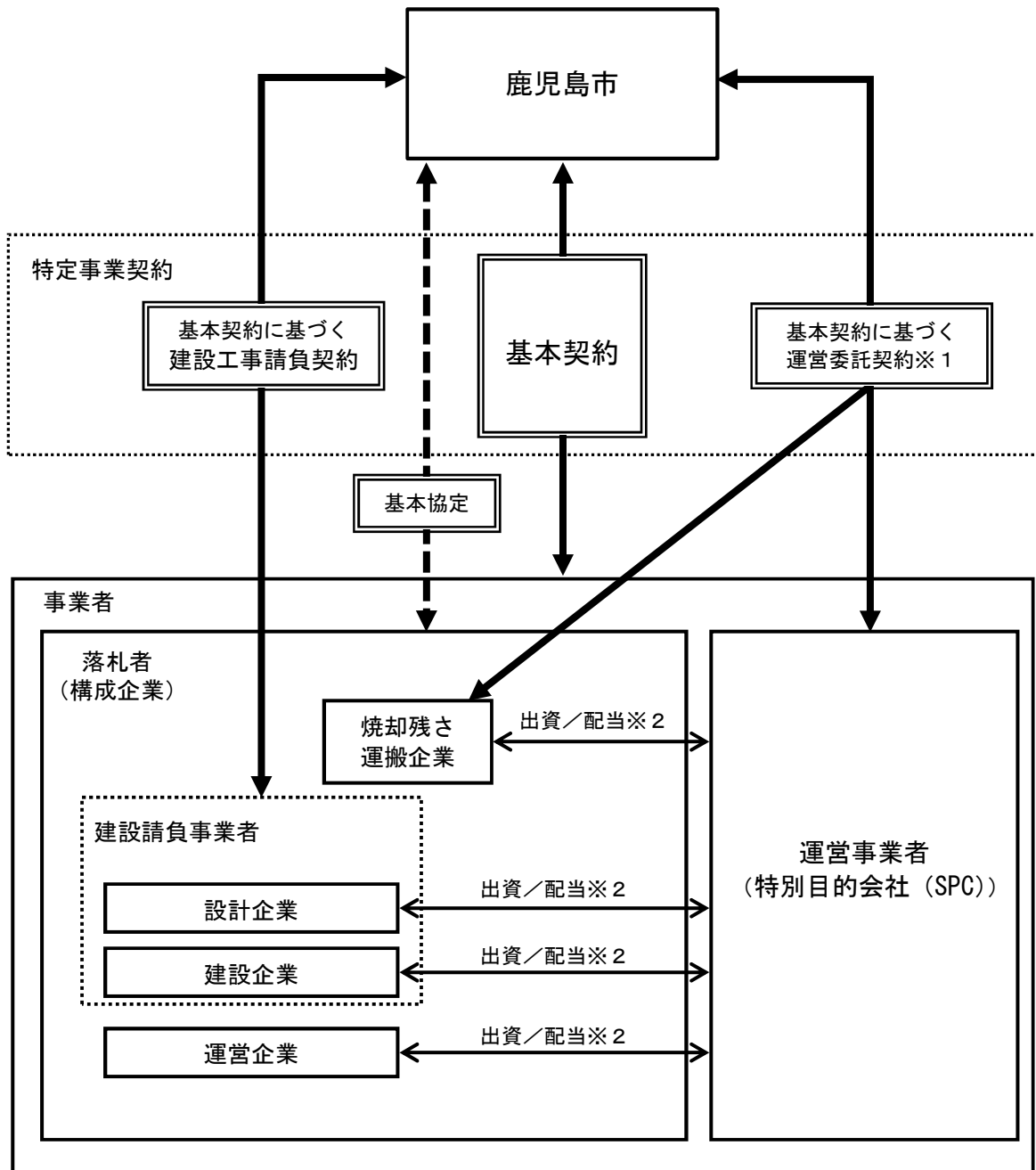


図2 施設配置図（イメージ図）

別紙2 事業スキーム図



※1 焼却残さ運搬企業が焼却残さの運搬を行う場合は、市、運営事業者、焼却残さ運搬企業の3者で委託契約書を締結する。

※2 建屋の設計企業、建屋の建設企業、運営企業及び焼却残さの運搬企業は協力企業としての参加も認める。但し、運営企業のうち、主たる業務を担う企業は、構成員とする。協力企業の場合、運営事業者への出資は不要。

別紙3 予想されるリスク及び市と事業者のリスク分担表（案）

○：主分担 △：従分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○		
	応募費用リスク	応募費用に関するもの		○	
	契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない等 ^{*1}	△	△	
		事業者の事由により契約が結べない等 ^{*1}	△	△	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○		
	政策変更リスク	市による事業の業務範囲の縮小、拡充等	○		
	制度関連	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更等	○	
			上記以外の法令の変更等		○
		税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
			上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	
		市が実施する許認可取得の遅延に関するもの ^{*2}	○	△	
	交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等		○	
		上記以外のもの	○		
	社会	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
			上記以外のもの		○
		第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害 上記以外のもの	○	○
環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○		
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ ^{*3}	○	△		
	施設の供用開始後のインフレ・デフレ ^{*3}	○	△		
事業の中止・遅延に関するリスク	市の指示、市の債務不履行によるもの	○			
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○		
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{*4}	○	△		
事故の発生リスク	設計・施工・維持管理・運營業務における事故の発生による損害		○		
設計段階	設計変更	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○	
	測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○		
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○	
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○			
	上記以外の要因によるもの		○		
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
性能リスク (試運転・引渡性能試験)	要求水準の不適合（施工不良を含む） ^{*5}	△	○		
既存施設への影響	事業者側の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○		

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	事業者	
維持管理・運営段階	ごみ質の変動	搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動 ^{※6}	○	△
	ごみ量の変動	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動 ^{※7}	○	△
	処理不適物混入リスク	搬入されるごみ等に処理不適物が混入していた場合のコスト増大（事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合）	○	
		事業者の善管注意義務違反の場合		○
	性能リスク	要求水準の不適合 ^{※5}	△	○
	施設かしリスク	維持管理・運営期間中における施設かしに関するもの		○
	施設損傷	事故・火災等による修復等にかかるコスト増大		○
		施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの		○
		上記以外でごみ収集車・搬入車に起因するもの	○	
	ユーティリティの不備	ユーティリティの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク（責任分界点内）		○
ユーティリティの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク（責任分界点外部）		○		
処分手数料の未徴収	本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者の手数料未徴収に係るリスク		○	
既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○	
終了時	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

※2 許認可取得の遅延理由が事業者に起因する場合は、事業者が負担する。

※3 物価変動については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

※4 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

※5 性能未達の理由が市に起因する場合は、市が負担する。

※6 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議とする。

※7 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議とする。